

傍聴席の秩序維持等についての対応

1 趣 旨

本市会における本会議や委員会は、どなたでも傍聴していただくことが可能であり、安全・安心に傍聴していただくことができる環境の確保に取り組んでいるところであるが、昨今、傍聴席からの妨害行為により会議の運営が妨げられる事態が相次いで発生していることから、令和6年第4回市会定例会より、次のとおり運用等を変更する。

2 変更内容

(1) 注意事項確認方法等の見直し

【変更前】

- 傍聴に当たっての注意事項は、受付時に書面を配付し、担当者が読み上げることで、傍聴人に対して遵守を呼び掛けている。

【変更後】

- 傍聴時の申請書類を改定し、横浜市会傍聴規則等に規定する傍聴人の遵守事項等を確認した上で傍聴を申し込んでいただくことを明確化する。
- 受付時の書面配付・読み上げに加え、当該会期中や直近の会期等において退場履歴のある傍聴人に対しては、該当者向けの事前注意を個別に行う。

(参考) 申請書類改定イメージ

	整理番号 _____
	交付番号 _____
傍聴券交付申請	
旧	
傍聴人住所	
氏名	
令和 年 月 日	
本会議の傍聴について、上記の通り申し込みます。	

	整理番号 _____
	交付番号 _____
傍聴券交付申請	
新	
傍聴人住所	
氏名	
令和 年 月 日	
横浜市会傍聴規則に規定する傍聴人の遵守事項等を確認し、本会議の傍聴について、上記のとおり申し込みます。	

(2) 大会議室・委員会室の傍聴席への付番

【変更前】

- 大会議室及び委員会室の傍聴席には、座席番号を付しておらず、委員会の運営を妨害した者等の特定が必要となった際には、便宜上、傍聴席の入口から数えて何人目であるかを基に行為者を特定している。
- ※ 議場の傍聴席には座席番号を付しており、本会議の運営を妨害した者等の特定が必要となった際には、座席番号に基づき行為者を特定している。

【変更後】

- 大会議室及び委員会室の傍聴席に座席番号を付し、傍聴席からの妨害行為があった際の行為者の特定を迅速化する。